

〈学校・保育所・事業所などの管理者の皆様〉

**インフルエンザの治癒証明や感染していないことの証明（陰性証明）**

**等を医療機関に求めさせることはお控えください！**

症状のない方（治癒された方）の治癒証明や、症状がないにもかかわらず、感染していないことの証明を得るための医療機関への受診は、医師の負担増や医療機関の無用な混乱を招き、今後更に増加が懸念されるインフルエンザ患者の診療に支障をきたすことが予想されます。医療体制を確保するため、これらの証明を求めることは控えましょう。

- インフルエンザの軽症患者であれば、解熱後 2 日を経過すれば外出の自粛を終了することが可能であると考えられており、従業員等の再出勤（又は児童生徒等の再出席）に先立って治癒証明書を取得させる意義はありません。
- 症状がないにもかかわらず、インフルエンザに感染していないことを証明するために、医療機関を受診させ簡易迅速検査や PCR 検査を行う意義はありません。（症状がなければ、陽性反応が出る可能性が低く、陰性判定が必ずしもインフルエンザに感染していないことの証明にはなりません。）

#### 事業所等の管理者の皆様

- 従業員がインフルエンザに感染した場合の同じ職場の同僚（濃厚接触者）や、同居する家族が感染した従業員（濃厚接触者）であっても、インフルエンザ様症状がなければ、一般的には職務を継続することが可能と考えられますが、職務の必要性や内容に応じて、その継続の可否を判断してください。

#### 学校・保育所等の管理者の皆様

- 児童生徒等の家族に感染した方がいる場合、（家族の治癒後）1 週間程度は普段以上に健康管理に気を配り、マスクの着用、うがい・手洗いを指導しましょう。

山形県健康福祉部保健薬務課 感染症予防担当

TEL 023-630-2314、2315

山形県ホームページ「新型インフルエンザ情報」

[http:// www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020020/03/inful/](http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020020/03/inful/)